

浜松市消費・安全対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、消費者が信頼できる食料の供給体制の整備等を推進するため、消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び静岡県が定める消費・安全対策交付金等交付要綱（平成17年6月30日付け農マ第68号農業水産部長通知。以下「県要綱」という。）に基づいて行う事業（以下「消費・安全対策事業」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 この要綱による補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるものとする。

2 補助対象者については、市税を完納している者であること。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条の交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 資金状況調べ（様式第4号）
- (4) 課税団体である場合は市税納付・納入確認同意書（様式第5号）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
- (6) 給与所得者を雇用する事業者の場合、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(交付の決定及び条件)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるものであるとともに浜松市を管轄とする静岡県の農林事務所長により県要綱に基づいて交付の決定が認められたものについて、交付の決定をする。規則第7条第1項の通知書の様式は、補助金の交付額決定通知書（様式第7号）とする。なお、当該通知書の別紙に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(変更の申請)

第5条 補助事業者が、事業の変更をしようとする場合でいずれかに該当する場合は、変更承認申請書（様式第8号）に変更事業計画書（様式第2号）及び変更収支予算書（様式第3号）を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - (3) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合
- (変更の承認)

第 6 条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合には、申請者に変更承認通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。

(事業遂行状況報告)

第 7 条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の 1 1 月 3 0 日現在の当該補助金事業の遂行状況を報告書に記載し、その翌月の 1 5 日までに市長あてに提出しなければならない。ただし、1 1 月 3 0 日までに事業が完了している場合は、第 9 条の実績報告に替えることができる。

2 浜松市長は、前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助金事業の遂行状況の報告書の提出を求めることができる。

3 本条の報告書の様式は事業遂行状況報告書(様式第 1 0 号)とする。

(概算払の承認)

第 8 条 規則第 1 6 条第 2 項に規定する概算払にて補助金の請求をしようとする者は、あらかじめ市長に概算払承認申請書(様式第 1 1 号)に資金状況調べ(様式第 4 号)を添付して提出し、承認を受けなければならない。また、承認後においては、市長が別に定める日までに概算払請求書(様式第 1 4 号)を提出しなければならない。

2 概算払は、承認申請のあった日における進捗状況が、事業費の 2 0 パーセント以上のもにに限るものとする。

(実績報告)

第 9 条 申請者は、事業が完了したときは、規則第 1 3 条の実績報告書(様式第 1 2 号)に事業実績書(様式第 2 号)及び収支決算書(様式第 3 号)を添付し、事業完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(交付確定通知)

第 1 0 条 規則第 1 4 条の確定通知書の様式は、補助金の交付額確定通知書(様式第 1 3 号)とする。

(補助金の請求)

第 1 1 条 補助金の交付請求書の様式は、請求書(様式第 1 4 号)とし、前条による確定通知書を受領した後 1 0 日以内に市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第 1 2 条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕

入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における仕入れに係る消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(1号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

2号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(1号又は2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第15号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日より施行し、平成30年度から平成32年度の補助金に適用する。

別表

補助の対象		
事業実施主体	補助対象経費	補助率
1 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）） 2 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 3 市長が適当と認める団体	浜松市域における伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止のために行う事業に要する経費	1/2以内
1 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。））	浜松市域における日本型食生活等の普及促進のために行う事業に要する経費	1/2以内

様式第1号(第3条関係)

第 号
年 月 日

(あて名) 浜松市長

所在地
名 称
代表者 印

交 付 申 請 書

年度において、浜松市消費・安全対策事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

(仕入れに係る消費税等相当額がある場合)

交付申請額	円		
(補助金所要額)		(補助金に係る消費税仕入控除税額等)	(補助金額)
円	-	円	= 円

様式第2号（第3条・第5条・第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

市町名	事業実施 主体名	政策目的	政策目標	取組名	受 益		完了（予定）年月日
					戸 数	面積、処理量 又は頭羽数	

事業内容	事業量 （規格、規模等）	事業費 （円）	負担区分(円)				備考
			国庫交付金	県費補助金	市費補助金	その他	
小	計						

- (注) 1 「政策目的」の欄については、実施要綱第2のうち、該当する政策目的を記入すること。
 2 「政策目標」の欄については、実施要綱別表1のうち、該当する目標を記入すること。
 3 「取組名」の欄については、実施要綱別表1のメニューのうち該当するメニューを記入すること。
 4 完了（予定）年月日の欄には、事業計画書については完了予定年月日を事業実績書については実際の完了年月日を記入すること。
 5 「事業内容」の欄については、実施要綱別表1に掲げる事業の内容について具体的に記入すること。
 6 「事業量」の欄については、実施要綱別紙様式第1号の該当する事項を記入する。
 7 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち国庫 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 8 記入は1事業1葉とすること。ただし、事業が複数ある場合については、事業費及び負担区分について本表に準じて合計額を別葉で記入し、仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合には、備考欄に合計額（「除税額 円 うち国庫 円」）を記入すること。
 9 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。
 10 変更事業計画書の場合は、変更前金額を上段括弧書きし、変更後金額を下段に、また、事業実績書にあっては、最終交付申請額を上段括弧書きし、実績金額を下段に二段書きで記入すること。

様式第3号（第3条・第5条・第9条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 市費補助金 (1)国庫交付金相当額 (2)県単独補助金額 (3)市単独補助金額	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 変更収支予算書が提出・承認された事業の収支決算書の場合は、(予算額)欄に変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第4号(第3条・第8条関係)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号(第2条・第3条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い 課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、年度浜松市消費・安全対策事業費補助金交付要綱第2条第2項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市消費・安全対策事業費補助金

様式第6号(第3条関係)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市消費・安全対策事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)
第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

別紙（様式第7号・9号）

【交付の条件】

- 1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）消費・安全対策交付金交付要綱（平成17年4月1日付け16消安第10271号農林水産事務次官依命通知）消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知）消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号農林水産省消費・安全局長通知）静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）食の安全・安心確保交付金等交付要綱（平成17年6月30日付け農マ第68号農業水産部長通知）浜松市補助金交付規則（昭和55年3月31日浜松市規則第17号）及び浜松市消費・安全対策事業費補助金交付要綱（平成27年4月1日制定）に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、次に掲げる事項の一に該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - （1）補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - （2）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（消補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業について、次の条件に従わなければならない。
 - （1）補助事業者は、事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - （2）補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の事業について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等の相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（1）により減額した場合にあっては、その金額

が減じた額を上回る部分の金額)を第 13 号様式により速やかに市長に報告するとともに、市の返還命令を受けて、これを市に返還しなければならない。

5 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

6 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

7 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

8 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して 5 か年間整理保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第 16 号)及びその他関係書類を整理保管しなければならない。

なお、補助事業者は、財産管理台帳の写しを実績報告時に添付しなければならない。

9 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

10 前号の財産のうち 1 件当たりの取得額が 50 万円以上の財産について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内)においては、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が

交付申請書に記載してある場合は、市長の承認を受けたものとする。

- 1 1 補助事業者は、前号により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 1 2 前記 1 の条件に違反したときには、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- 1 3 補助事業者が市税納付義務を有する場合、市税を完納していること。
- 1 4 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

様式第8号(第5条関係)

第 号
年 月 日

(あて名) 浜松市長

所在地
名 称
代表者 印

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市消費・安全対策事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

様式第9号（第6条関係）

（2．第5条（3）に基づく申請の場合）

変更承認通知書

第 号
年 月 日

事業実施主体名

代表者 氏 名 様

浜松市長 氏 名印

年 月 日付け 第 号において変更申請のあった浜松市消費・安全
対策事業費補助金について計画の中止（廃止）を下記のとおり承認する。

記

中止（廃止）に伴う経費の配分の内容

中止（廃止）申請額 円

様式第10号(第7条関係)

第 号
年 月 日

(あて名) 浜松市長

所在地
名称
代表者 印

事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市消費・安全対策事業に係る遂行状況を下記のとおり報告します。

記

政策目的	政策目標	取組名	総事業費	事業の遂行状況				備考
				11月30日までに 完了したもの		12月1日以降に 実施するもの		
				事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
			円	円	%	円		

- (注) 1 事業毎に記入すること。
2 備考欄に事業実施主体名を記入すること。

様式第11号(第8条関係)

第 号
年 月 日

(あて名) 浜松市長

所在地
名 称
代表者 印

概 算 払 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払をされたく申請いたします。

記

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする金額
- 3 概算払を必要とする時期

円

(注) 資金状況調べ(第4号様式)を添付すること。

様式第12号(第9条関係)

第 号
年 月 日

(あて名) 浜松市長

所在地
名 称
代表者 印

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市消費・安全対策事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第14号(第8条・第11条関係)

年 月 日

(あて名) 浜松市長

所在地
名 称
代表者

印

請 求 書 (概算払請求書)

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定(決定)
を受けた浜松市消費・安全対策事業の補助金として、上記のとおり請求します。

口座振替先金融機関名

座 種 別

座 番 号

座 名 義

様式第15号(第4条・第12条関係)

第 号
年 月 日

(あて名)浜松市長

所在地
名 称
代表者 印

年度消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった浜松市消費・安全対策事業費補助金事業について、浜松市消費・安全対策事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 補助金の確定額 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | |
| 2 補助金の交付申請時及び減額した消費税仕入控除税額 | 円 |
| 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 補助金返還相当額(3 - 2) | 円 |

財産管理台帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区		事業実施年度	年度		事業名	消費・安全対策事業() *()内には該当する政策目的を記入する。					処分制限期間		処分の状況		備考
事業種類	事業の内容				工期		総事業費 (取得金額)	経費の区分					耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
	事業種目	事業主体	施設区分 (主な素材 等含む)	施工箇所 又は 設置場所	着工 年月日	竣工 年月日 (取得日)		経費内訳			市町費	その他					
								県費補助金		計							
						円	国庫交付金 相当額	県単独 補助金額	計		円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 事業の種類欄は、消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記入すること。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 備考欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。